

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

まいにち 暮ら^くしの『あんしん』をお手伝い^{てつだ}する制度^{せいど}です



ふくし
福祉サービス
りよう
を利用したいけれ
ど、手続き^{てつづ}の仕方^{しかた}
がわからない

ぎんこう
銀行^いに行って
お金をおろしたい
けれど、自信^{じしん}がな
くて誰か^{だれ}に相談^{そうだん}
したい

しょうひんかんゆう
商品^{ひと}勧誘^{ひと}の人
が来たとき、どう
たいおう
対応^{たいおう}していいのかわからない



ふくし
★福祉サービス利用のお手伝い^{りよう てつだ}

にちじょうてき
★日常的な金銭管理サービス^{きんせんかんり}

じゅうようしよるい
★重要書類などの預かりサービス^{あず}

きよかわむらしゃかいふくしきょうぎかい
清川村社会福祉協議会

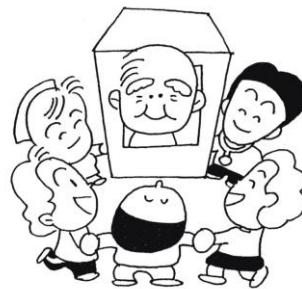
あんしんセンター



ご利用できる方

「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がよくわからない」「普段のお金の管理に不安がある」など、日常生活をしていくうえで判断する能力が不十分な高齢者や障害（知的障害、精神障害、身体障害）のある方が利用できます。

なお、必ずしも療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。



施設や病院に入所、入院した場合でもOK

福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、サービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活やサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、利用料の支払いなどのお手伝いをします。

サービスの内容

福祉サービス 利用援助



- どんな福祉サービスが受けられるのか。福祉サービスを受けるにはどうしたらいいのかなどの相談にのります。
- 福祉サービスを受けるためのいろいろな手続きのお手伝いをします。
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する情報の提供や助言
- 福祉サービスの苦情解決手続き

日常的な金銭管理 サービス

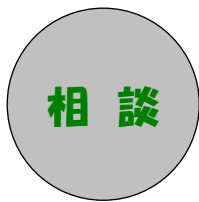


- 年金や福祉手当などを受けるために必要な手続きのお手伝い。
- 税金や家賃、電気代などを支払うためのお手伝い。
- 病院へ医療費を支払うためのお手伝い。
- 生活に必要な日用品を購入したときの代金を支払うお手伝い。
- 預貯金通帳からの金銭の出し入れや解約するときの手続きのお手伝い。

書類等預かり サービス



- 保管を希望される各種の証書や通帳、印章などの書類等をお預かりします。
- 【お預かりできるもの】
年金証書、権利書、不動産登記済書、印章などです。
※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。



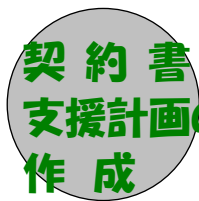
まず、しゃかい ふくしきょうぎかい 社会福祉協議会れんらく にご連絡ください

ほんにんいがい 本人以外でもかそく 家族などみじか 身近な方、かた またはみんせいいいん 民生委員さんなどをつう 通じて
のと 問い合わせもう お受けいたします。



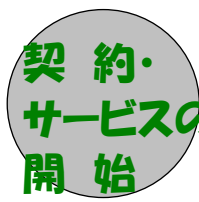
たんとうしゃ 担当者がほうもん 訪問します

ひつよう 必要におう 応じて、しょくいん 職員(せんもんいん) 専門員がじたくなど 自宅等をほうもん 訪問し、そうだん 相談をう お受けしま
す。そうだん 相談にあたりましては、じゅうぶんはいりよ プライバシーに十分配慮しひみつ 秘密はまも 守りま
す。きがる お気軽にごそうだん 相談ください。



こま お困りのことをいっしょ 一緒にかんが 考え、しえんけいかく 支援計画つく を作ります

ふくし 福祉サービスを利用したいけれど、りよう どうしたらよいかわからないなど、こま お困り
のこと やごきぼう 希望をお聞きし、き 契約内容、けいやくないよう 支援計画、しえんけいかく 支援計画をていあん 提案します。



りようけいやく 利用契約をむす 結び、かいし サービスが開始されます

りようしゃ 利用者としゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会とのあいだ 間でりようけいやく 利用契約をむす 結びます。しえんけいかく 支援計画に
沿ってせんもんいん 専門員またはせいかつしえんいん 生活支援員がていきょう サービスをてい 提供します。

サービスのお手伝いをするのは・・・

そうだん 相談からサービスのていきょう 提供にいたるまで、しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会のせんもんいん 専門員やせいかつしえんいん 生活支援員がお手
伝いします。

【専門員】せんもんいん 困りごとやこま 悩みについてなや 相談を受け
ます。ご本人のきぼう 希望をもとにてきせつ 適切な支援計画
をつくり、けいやく 契約までサポートします。サービ
スの利用を始めてからも、はじ 支援計画を変えた
い場合やばあい 心配な点があればいつでも相談にう
かがいます。



【生活支援員】せいかつしえんいん 契約内容にそっ
て、けいやくないよう 定期的にていきてき 訪問します。福
祉サービスのりようてつづ 利用手続きやよ 預
金のきん 出し入れをサポートしま
す。

利 用 料

相談は無料。金銭管理などのサービスを利用するには料金がかかります。

相談	無料
福祉サービス利用援助	無料
金銭管理サービス	月2,500円
書類等預かりサービス	月500円



そ の 他

成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業は、ご本人にサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。障害などにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につなぐたり、「成年後見制度」の利用を支援します。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上的の障害によって判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3タイプがあります。

また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。



【連絡先】

清川村社会福祉協議会あんしんセンター

(清川村社会福祉協議会内)

〒243-0112

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220番地の1

清川村保健福祉センター「ひまわり館」1階

電話046-287-1118 / FAX046-287-2013

《受付日》月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）

《受付時間》午前8時30分から午後5時15分

